

<気象警報発令時における対応について>

1 発令地域 「たつの市」

*注 警報は各市町村に対して発令されるものです。

たつの市に警報が発令されているかどうか、必ず確認をお願いします。

2 警報の種類 「暴風・大雨・洪水・大雪・暴風雪」の警報または「特別警報」

3 発令時間帯とその対応

(1) 登校前 午前7時00分時点で「警報」発令の時 → 臨時休業

(2) 登校中 午前7時00分～午前8時30分に「警報」発令の時 → 臨時休業

①登校途中に「警報」が発令された時、または発令されていることが分かった時は、原則、直ちに帰宅させる。

(3) 登校後に「警報」発令の時

①通学路等の安全を確かめ、下校可能な時は集団下校する。

②下校不可能な場合、学校で待機し、保護者への引き渡し等の対応を、地区連絡網・連絡メールシステム等により家庭に連絡する。

*「警報」が発令されていなくても、登下校時の安全等に問題がある場合
対応を、地区連絡網・連絡メールシステム等により家庭に連絡する。

4 学校給食の対応

(1) 午前7時00分時点で「警報」発令の時 → 学校給食中止

(2) 午前7時00分時点で「警報」が発令されていないが、午前8時30分までに「警報」発令の時 → 学校給食中止

(3) 午前8時30分以降に「警報」発令の時 → 児童の安全確保を最優先し、警報発令時の状況により判断
*警報発令に伴う欠食分の給食費の払い戻しは行いません。

5 その他

*連絡メールシステムへの登録に、ご協力をお願いします。

*警報発令が予想される場合は、児童の早い帰宅に対処できるよう、各家庭で準備をお願いします。